

○松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議要綱

(設置)

第1条 松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 交通不便地域のあり方の協議に関する事。
- (2) 交通不便地域の対応策及び変更の協議に関する事。
- (3) 交通不便地域の対応策の実施に係る連絡調整に関する事。
- (4) 交通不便地域の対応策の実施に関する事。
- (5) 地域の実情に応じた交通不便地域の運行協議に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議が必要と認める事。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 松戸市長又はその指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係公共交通事業者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市民団体
- (8) 本市の職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、会議が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員が会議に出席できない場合は、あらかじめ届け出た者が代理出席できる。ただし、学識経験者の代理出席については、この限りでない。

3 会議は、委員過半数の出席により成立とする。

4 議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

5 委員の招集が困難である場合にあつては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成並びに公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送または持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議で協議が調った事項については、会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 会長は、第2条各号に掲げる所掌事務について協議又は検討を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

この要綱は、平成29年2月3日から施行する。

○松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議の組織及び運営に関する規約

(趣旨)

第1条 松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により、松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 要綱第3条に規定する会議委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 松戸市長又はその指名する者 1人
- (2) 学識経験者 1人
- (3) 関係公共交通事業者 12人
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体 1人
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 3人
- (6) 関係行政機関の職員 5人
- (7) 市民団体 5人
- (8) 本市の職員 8人

(分科会)

第3条 要綱第8条に規定する分科会は、会長が指名する。

2 分科会に分科会長及び分科会副会長を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。

3 分科会は、検討した事項について、会議へ報告するものとする。

(意見の聴取等)

第4条 会議及び分科会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第5条 会長は、会議の議事の概要及び出席者を記載した議事録を調製し、これに署名しなければならない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、街づくり部 交通政策課において処理する。

(情報公開)

第7条 会議は、松戸市情報公開条例第32条に基づき、原則として公開するものとする。

(委任)

第8条 この規約に定めない事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年5月26日から施行する。

この規約は、平成29年2月3日から施行する。

松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議 構成委員 36名

	分野	団体名	所属
第1号委員	市長の指名する者(1人)		松戸市街づくり部長
第2号委員	学識経験者(1人)		東京理科大学理工学部土木工学科
第3号委員	関係公共交通事業者(12人)	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社(東京支社)
			東日本旅客鉄道株式会社(千葉支社)
			新京成電鉄株式会社
			北総鉄道株式会社
			東武鉄道株式会社
			流鉄株式会社
		バス事業者	松戸新京成バス株式会社
			京成バス株式会社
			東武バスセントラル株式会社
			東武バスイースト株式会社
		ちばレインボーバス株式会社	
タクシー事業者	松戸地区タクシー運営委員会		
第4号委員	一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体(1人)		一般社団法人千葉県バス協会
第5号委員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体(3人)		新京成バス労働組合
			京成バス労働組合
			全国自動車交通労働組合総連合会千葉地方本部
第6号委員	関係行政機関の職員(5人)	国土交通省	関東運輸局 千葉運輸支局
		道路管理者	関東地方整備局 千葉国道事務所
			東葛飾土木事務所
		交通管理者	松戸警察署
			松戸東警察署
第7号委員	市民団体(5人)		松戸市はつらつクラブ連合会
			松戸市商店会連合会
			松戸市町会・自治会連合会
			松戸市社会福祉協議会
			松戸市消費者の会
第8号委員	本市の職員(8人)		松戸市街づくり部都市計画課長
			松戸市街づくり部街づくり課長
			松戸市建設部建設総務課長
			松戸市経済振興部商工振興課長
			松戸市市民部市民自治課長
			松戸市健康福祉部健康福祉政策課長
			松戸市健康福祉部地域福祉課長
			松戸市福祉長寿部高齢者支援課長

事務局		
	機関名	役職
	松戸市街づくり部	審議監
松戸市街づくり部交通政策課		課長
		課長補佐
		担当
会議支援業務受託業者		部長
		課長
		担当